

写

平成28年11月8日

新潟市長 篠田 昭 様

新潟市特別職報酬等審議会
会 長 古 川 兵 衛



特別職の報酬等の額について（答申）

平成28年10月24日に諮問のあった市長、副市長並びに議員の報酬等の額については、慎重に審議した結果、次のとおり決定したので答申します。

報酬等の額は、据え置くことが適当である。

（説 明）

新潟市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により諮問のあった現行の市長、副市長並びに議員の報酬等の額の適否について、新潟市給与条例に規定する俸給表の改定内容、他の政令指定都市などの特別職の報酬等の改定状況、新潟市の特別職報酬等の改定経緯、国家公務員の給与の状況、並びに新潟市の財政状況、消費者物価指数等の資料を参考に慎重に審議を行った。

委員からは、規律ある財政運営を進めている状況に一定の評価ができること、公債費は増加する見込みであり、今後も財政状況を注視していく必要があること、本年の人事委員会の一般職給与の引上勧告を考慮すべき等、様々な観点から意見があった。

最終的には、本年4月に市長及び副市長の俸給月額並びに議員の報酬月額の引上げを行っていること、人事委員会勧告における一般職給与の引上幅がわずかであること、本市の社会経済情勢の好転を感じる事が難しいこと等を勘案すると、改定する理由を見出すことは難しいとの意見で一致し、据え置きとすることが妥当との結論に至った。